

昨今の建築衛生設備等に関するICTの進展や、国際機関におけるガイドライン等の見直し状況等を踏まえ、①建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の緩和、②建築物環境衛生管理基準の見直し、③特定建築物の要件の見直しの3点について検討を行った。

1 建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の緩和について

【現状など】

- 特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任。
- 原則、一人の管理技術者は同時に他の特定建築物の管理技術者になることはできない。ただし、それぞれの特定建築物において統一的管理性が確保されている場合においては、例外的に3棟までの兼任が可能。
- 近年の建築物を取り巻く状況の変化やICTの活用を前提として、上記の兼任要件の緩和について検討が求められていた。

【検討結果】

建築衛生設備・機器に関するICTの進展等を踏まえ、一人の建築物環境衛生管理技術者は複数の特定建築物を兼任できないという原則及び例外的に兼任できる条件・上限数は廃止し、特定建築物所有者等と管理技術者との合意があれば、複数の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼任可能とする。

2 建築物環境衛生管理基準の見直しについて

国際機関における室内空気質のガイドライン等を踏まえ、一酸化炭素の含有率及び温度の基準値を以下のとおり見直すこととする。

- 一酸化炭素の含有率の基準について、現行の「100万分の10以下」を「100万分の6以下」に見直すとともに、大気中の一酸化炭素濃度が高い場合の特例を廃止する。
- 温度の低温側の基準について、現行の「17度」から「18度」に見直す。

3 特定建築物の要件について

【現状など】

- 建築物の延べ面積が2,000㎡以上3,000㎡未満の建築物（中規模建築物）は、特定建築物に該当せず、建築物衛生法に基づく維持管理が義務づけられていない。
- これらの建築物の衛生管理状況に懸念が示されており、特定建築物の範囲や維持管理のあり方について検討が求められていた。

【検討結果】

中規模建築物に対し、直ちに特定建築物と同等の維持管理を一律に義務付けるのではなく、建築物の用途の種別によるリスクの内容や度合いに応じた建築物所有者等による維持管理の促進等について、引き続き検討する。

※事務所用途の中規模建築物は約9,000棟、店舗用途の中規模建築物は約8,000棟となることが調査研究で明らかとなっており、特定建築物所有者等を指導する保健所の業務負担が大きくなりすぎるとの懸念も考慮。

建築物衛生管理に関する検討会について

(参考)

1 検討会設置の経緯

建築物衛生法に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成15年4月に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関するICT技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイドライン等が策定されている。また、規制改革ホットラインに建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の緩和要望が提出されたところである。

これらの状況を踏まえ、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し、建築物環境衛生管理技術者の兼任要件について検討を行った。

2 構成員

秋葉 道宏（国立保健医療科学院生活環境研究部主任研究官）	谷川 力（（公社）日本ペストコントロール協会理事・技術委員長）
鎌田 元康（（公財）日本建築衛生管理教育センター理事長）	中野 信博（（公社）全国ビルメンテナンス協会副会長）
◎倉渕 隆（東京理科大学工学部建築学科教授）	西村 勝彦（（公社）全国建築物飲料水管理協会会長）
坂下 一則（東京都健康安全研究センター建築物監視指導課総括課長代理）	林 基哉（北海道大学工学研究院建築都市部門空間デザイン教授）
高田 礼子（聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授）	（◎は座長、生活衛生・食品安全審議官が開催）

3 開催状況

R2/12/23 検討会設置

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ● R3/ 1/29 第1回：検討方針について | ● R3/ 4/22 第4回：特定建築物の要件の検討 |
| ● R3/ 2/22 第2回：管理技術者の兼任要件の検討 | ● R3/ 6/ 1 第5回：報告書骨子案の検討 |
| ● R3/ 3/22 第3回：建築物環境衛生管理基準の検討 | ● R3/ 6/29 第6回：報告書案の検討 |

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

